

新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応（早見表）

まん延防止等重点措置期間適用：令和3年8月20日～9月12日

韮崎高校

追加部分：斜体

※「接触者」＝濃厚接触者ではないが、感染者との接触があり、状況においてPCR検査を受けるよう保健所が指示した者

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
感染の状況		生徒や職員 本人 が			生徒や職員の 同居者 が				生徒や職員 本人 が		
		感染 (陽性)した	濃厚接触者 と認定された	接触者 と認定された	濃厚接触者 と認定された	接触者 と認定された	濃厚接触者や接触者ではないが新型コロナウイルス感染症が疑われる 症状等でPCR検査や抗原検査 を受けた	<i>新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある</i>	新型コロナウイルス感染症を疑う 症状 がある	新型コロナウイルス感染症を疑う症状で保健所や医療機関へ 相談・受診 した	新型コロナウイルス感染症を疑う症状で保健所や医療機関を受診し PCR検査や抗原検査 を受けた
扱い		出席停止・特別休暇（または在宅勤務、職免）									
出席停止期間	開始日	感染の判明した日	濃厚接触者と認定された日 または認定される可能性が生じた日 (同居者の感染が判明した日等)	接触者と認定された日 または認定される可能性が生じた日 (同居者の感染が判明した日等)	同居者が濃厚接触者と認定された日	同居者が接触者と認定された日	同居者がPCR検査や抗原検査を受けることになった日	<i>症状の出た日</i>	症状の出た日	症状の出た日	症状の出た日
	終了日	保健所や専門医等が治癒を認め、登校を許可したとき	PCR検査で陰性とされれば、保健所に指示された期間 (通常2週間 自宅待機) ※陽性なら(1)へ	PCR検査や抗原検査で陰性と確認された日 ・教職員の 場合、県教職員行動規範に従い、8日間の在宅勤務。 ※陽性なら(1)へ	その同居者がPCR検査で陰性とされれば、同居者が保健所または受診医療機関に指示された期間	その同居者がPCR検査や抗原検査で陰性と確認された日	その同居者がPCR検査や抗原検査で陰性と確認された日	<i>新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられなくなる日まで</i>	新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がみられなくなる日まで ※ただし、上記症状により欠席が3日以上続く場合や1～3日置きに欠席を繰り返す回数が3回に達する場合は、必ず保健所や医療機関に相談するか受診すること ※受診した場合(9)へ	保健所や医療機関への相談や診察で「新型コロナウイルス感染症の疑いなし」と判明した日まで ※PCR検査等を受けた場合は(10)へ	陰性となった場合は、医療機関等の指示する期間、あるいは「新型コロナウイルス感染症の疑いなし」と判明した日まで ※陽性なら(1)へ

※本人や同居者が、PCR検査を受けることになったら、すぐに学校へ連絡をお願いします！

※出席停止後の登校は「新型コロナウイルス感染症に関連した出席停止願い」を提出してください。

新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

令和3年8月20日

山梨県立韮崎高等学校

○基本方針

- ・新型コロナウイルスに感染しない、感染させないという考え方を基本として、学校、家庭での自覚と責任ある行動をとる。
- ・感染症対策のポイントである「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」を踏まえ、学校としての取組を徹底する。
- ・本校の感染症対策を明確にし、感染者・濃厚接触者および接触者が出た場合の対処方法を理解する。
- ・持続的に生徒が教育を受ける権利を保障していくために、それぞれの行事等における感染防止対策マニュアルを整え、徹底した感染防止対策を図り実施する。

1 本校の感染防止対策の基本

【人的対策】

- ① 体調不良の生徒・教職員を学校に来させない。(感染源を絶つ)
(本校の「新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応(早見表)」の共有と遵守)
- ② 手洗い(消毒)や咳エチケットなどの感染症対策の徹底(感染経路を絶つ)
- ③ マスク着用の義務化(感染経路を絶つ)
- ④ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導(抵抗力を高める)

【教育環境対策】

- ・ 集団感染のリスクが高い、次の3つの条件が同時に重なることをできる限り回避
 - ① 換気の悪い密閉空間(密閉)
 - ② 多くの人密集(密集)
 - ③ 近距離での会話や発声(密接)
- ・ 学校医等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・ 保護者等との連絡体制の整備

2 生徒の健康管理

- ・ 毎朝自宅で検温し、発熱等の風邪症状、倦怠感、味覚障害等がある場合には、自宅で休養する。
- ・ 登校前に検温できなかった生徒については、非接触型サーモカメラや保健室等で検温する。
- ・ 登校した生徒はSHRで毎日健康観察を行い、異常がある場合は養護教諭に申し出る。

3 教職員の健康管理

- ・ 毎朝夕自宅で検温し、適切な健康管理に努めるとともに、発熱等の風邪症状、倦怠感、味覚障害等がある場合には、無理な出勤を避け、自宅で休養する。

4 本校における具体的な感染防止対策

(1) 【校内環境について】

- ①校内（各クラス前、正面玄関、体育館、図書館、朋来館、進路室、職員室、保健室前等）に消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。
 - ②教室やトイレなど多くの人の手が触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用して消毒を行う。
 - ③室内の窓を対角線上に開けながら換気する。エアコン使用時も同様に窓を対角線上に開ける。
 - ④窓のない部屋は、常時、入口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努める。使用時は、人数制限に配慮する。
 - ⑤非接触型サーモカメラでの検温により発熱者の早期発見を図る。
 - ⑥職員室等は、常に飛沫防止ガードを設置する。
- (2) 【時差登校について】
- 時差登校する場合は、9時20分始業とする。
- ※午前グループのJR利用者はなるべく次の電車を利用する。
- 蕪崎駅上り（甲府方面） 8:27、8:46
- 蕪崎駅下り（小淵沢方面）8:28 9:06
- (3) 【分散登校について】
- 分散登校する場合は、各学年クラスを2グループに分け、午前・午後の分散登校とする。
- ①午前グループ 9時20分始業
 - ②午後グループ 13時30分始業
- ・なお、分散登校実施期間中は、昼食を学校で食べない。
 - ・午前、午後ともに3時間授業を実施し下校となるので、残り半日は在宅学習を行う。
- ※通常授業とは、時差登校・短縮授業を含め、1日の授業を全ての学年・生徒が揃って実施すること。
- ※通常登校とは、本校の規程等で定める始業時間までに、全ての生徒を登校させる状態。
- (4) 【登下校中について】
- 登下校に際して公共交通機関を利用する生徒は、自らの安全を守ることはもちろん、社会の一員として「感染しない、感染させない」という考えのもと、友達との会話を慎むなど蕪高生として節度ある態度で行動する。また、登下校の際もマスクは必ず着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い時には、屋外で人と十分な距離が確保できる場合には、マスクを外してもよい。
- (5) 【授業、学習活動について】
- ①授業教室内の窓を対角線上に開けながら換気し、授業を実施する。
 - ②休み時間には窓を開放し換気する。
 - ③現在の教室でできる限りの座席間隔や、机の配置や向きにも配慮する。
 - ④近距離での会話や発声等をできるだけ避ける。グループや少人数による話し合い、教え合いなどの活動をする場合は、飛沫防止ガードを必ず使用する。
 - ⑤飛沫を飛ばさないよう、教員も生徒もマスクを着用する。
 - ⑥感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わない。
- (6) 【昼食指導について】
- ①平常授業期間時の昼食は、食事の前の手洗いを徹底させ、全員黒板に向かって座って飛沫防止ガードを使用し、食べるよう指導する。

- ②手を拭くタオルやハンカチ、水筒等は個人持ちとして、共用はしない。
- (7) 【部活動について】
県教育庁保健体育課の『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を踏まえた運動部活動再開ガイドライン Revise-6.0』に従う。
<https://www.pref.yamanashi.jp/hotai/documents/bukatudousaikaigaidorain-h.pdf>
- (8) 【部活動の大会参加について】
個人としては、本校の「新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応(早見表)」に従う。
チームとしては、県教育庁保健体育課の『新型コロナウイルス感染症発生時の大会参加ガイドライン Revise-2.0』に従う。
<https://www.pref.yamanashi.jp/hotai/documents/syuusei-taikaisannkagaidorain.pdf>
- (9) 【集会等について】
①全校集会等は原則実施しない。実施の場合は、放送等を利用する。
②集会等実施の場合は、2学年を最大人数とする。

5 生徒や教職員が疑う症状がある場合

- (1) 本人（または保護者）は、直ちに学校へ連絡する。
- (2) 本校の「新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応(早見表)」に従う。
- (3) 担任等は、様式 9-1 を用いて聞き取りを行い管理職・養護教諭に報告し、第 1 報として、保健体育課に FAX する。

6 生徒や教職員が濃厚接触者・接触者に認定された場合

- (1) 本人（または保護者）は、直ちに学校へ連絡する。
- (2) 検査結果がでるまでは本校の「新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応(早見表)」に従う。
- (3) 担任等は、様式 9-1 を用いて聞き取りを行い管理職・養護教諭に報告し、第 1 報として、保健体育課に FAX する。
- (4) 保健所および県教委と協議し、濃厚接触者・接触者の PCR 検査の結果が出るまで学校の一部(ある程度広い範囲)の活動を一時的に停止する。
- (5) 陰性の場合、本校の「新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応(早見表)」に従う。なお、部活動内で陽性者が確認された場合は、マスクを着用しても活動できる負荷の練習内容とする。ただし、地域の感染状況や部活動内の感染状況等に応じて、慎重に検討する。また、教職員は県の教職員行動規範に従わなければならない。
- (6) 担任等は、様式 9-1 の第 2 報を用いて管理職・養護教諭に報告し、何らかの措置をした場合は様式 9-1 の第 2 報とともに必要に応じて様式 10 も保健体育課に FAX する。

7 生徒や教職員が感染した場合

- (1) 本人（や保護者）は、直ちに学校へ連絡する。
- (2) 本校の「新型コロナウイルス感染者等発生時の出席停止の対応(早見表)」に従う。なお、保健所からの指示があった場合はそれに従う。
- (3) 様式 9-1 を用いて保健体育課に FAX するとともに、保健所および県教委と協議し、必要な場合、学校の全部または一部を臨時休業する。

- (4) 保健所が感染した生徒等の濃厚接触者・接触者の特定をするうえで情報収集をするので、担任や顧問等（管理職・学年主任・保健主事・養護教諭含む）は協力する。また、生徒の場合には、保護者にも連絡し、協力をお願いする。
- (5) 学校は保健所の指示に従い、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該生徒等の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。
- (6) 学校は個人情報に配慮した上で、保護者等に対して説明を Classi で行う。

8 発熱等体調不良で欠席した生徒の取扱い

本校の『「新型コロナウイルス感染症疑い」による出席停止の扱いについて（お知らせ）』による。

9 基礎疾患等のある生徒等について

- ・ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクの高い生徒等について、主治医や学校医等と相談のうえ、個別に登校の判断をする。
- ・ 登校すべきでないと判断した場合は、出席停止として扱う。

10 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

- ・ 感染者、濃厚接触者および接触者が発生した場合、個人情報に配慮した上で、情報公開を行う。（例：臨時休業に入る前に臨時HRを実施し、学校関係者に感染者が発生したための休業であることを周知する等）
- ・ 情報公開に伴い、本校に関係する生徒・保護者・教職員がライン、SNS、Twitter等を利用し個人情報を公開することは厳禁する。
- ・ 感染者や家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許さないという指導を徹底する。
- ・ そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分指導する。
- ・ 生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合は、養護教諭やスクールカウンセラー等への相談をしやすいような環境を整備する。

11 緊急連絡について

保護者および生徒にはClassiで、また、教職員には一斉メールで伝える。（Classiで教職員に送った場合にも、一斉メールは送付する。）